

学校運営協議会制度（国型コミュニティ・スクール）の導入（案）

令和3年1月28日

指導第一課

1 学校運営協議会制度の導入

- ◆本市では、これまでも学校評議員制度の導入や、スクールヘルパーの仕組みなどによって、学校教育への多くの市民の協力を得てきた。
- ◆一方、国では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定されている学校運営協議会（以下「国型CS」という。）の設置を平成29年度から努力義務にするなど、この仕組みの全国への普及を行っている。
- ◆このような状況を踏まえ、本市でも、令和元年度から、国の仕組みを一部変更した「北九州市型コミュニティ・スクール」（以下「市型CS」という。）を一部の学校で導入し、検証を行うとともに、実施校の拡大を図ってきた。
- ◆これまでの市型CSの状況や国型CSの利点などを踏まえて、本市でも令和3年度から国型CSを導入することとする。

（参考）学校評議員、市型CS、国型CSの制度

- ・それぞれの制度は、学校運営に保護者や地域住民の意向を反映し、その協力を得るという大きな目的は共通。
- ・一方で、学校評議員制度は個人として意見を求めるもので、学校運営協議会は会議体として学校の方針を協議するという違いがある。
- ・また、国型CSは学校の基本方針の承認が必要であったり、教職員の任用に関する意見具申ができたりするが、市型CSではそれらの機能は除外している。
- ・なお、令和2年度は市型CSを幼稚園4園、小学校64校、中学校46校、特別支援学校2校で実施している。

（参考）国型CSへの移行で期待できる利点

- ・校長の示す、学校運営の基本的な方針を承認する役割があり、地域住民等が、より主体的・能動的に学校運営に参画することで充実した学校運営につながる。
- ・委員は特別職の地方公務員として任命されるため、一定程度の責任感をもって取り組むことが期待される。
- ・協議会の承認と情報発信により、地域住民や保護者等への学校運営への理解が進む。

2 今後の予定等

- ◆令和3年度は国型CSのモデル校を設置し、検証を行うとともに、市型CSの拡大を進める。
- ◆令和4年度には全学校で国型CS又は市型CSを導入することとする。その後、市型CSは順次国型CSに移行する。

| | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) | 2023 (R5) | 2024 (R6) |
|---------|-----------|--------------|-----------------|------------------|-----------|
| 国型CS | | モデル校実施 検証 | → | 実施校の拡大 段階的な移行 | 段階的な移行 |
| 市型CS | 実施校の拡大 | → | 全校実施 (一部国型へ) | → | |
| 学校評議員制度 | CSへの移行 | → | CSへ完全移行 | | |

3 モデル校での検証

- ◆令和3年度のモデル校では、校区内の連携方法に関しても検証するため、次のいずれかの方法で運営することとする。
 - ①小中合同による学校運営協議会を設置、中学校区単位で教育に関する課題について協議
 - ②学校単独での学校運営協議会を設置し、同一校区内の学校におけるそれぞれの学校運営協議会が連携を図りながら、各校区内における子どもの教育に関する課題について協議